

事業概要及び測量説明会における主な質問と回答及び意見・要望

八王子都市計画道路 3・3・74 号左入美山線（北西部幹線道路）

日時：第 1 回 令和 7 年 10 月 22 日（水） 19：00～20：30

第 2 回 令和 7 年 10 月 23 日（木） 19：00～20：30

場所：八王子市立陶鎔小学校体育館（第 1 回）

八王子市立川口小学校体育館（第 2 回）

●主な質問と回答

【説明会について】

Q 1 今回の説明会の案内が届いたということは、今後所有する土地を買収されてしまうということか。

A 1 今回の説明会の案内は、今後の測量作業に関係する方々として、事業化予定区間の計画線内に土地をお持ちの方と計画線から概ね 30 m の範囲に土地をお持ちの方を対象に配布しましたので、案内が届いた方全員が今後所有地をお譲りいただくことになるわけではありません。

Q 2 配布資料に記載されている地図よりもう少し細かい地図がほしい。

A 2 今回の説明会配布資料に掲載している地図は、都市計画図を元図としております。都市計画図は、八王子市都市計画部交通企画課の窓口、あるいは、八王子市ホームページの「はちおうじマップ」でご覧になれます。また、配布資料及び説明に使用した動画は、南多摩西部建設事務所のホームページに掲載しますので、あわせてご覧ください。

【事業について】

Q3 都市計画決定後、特に説明会がなく今回急に事業化に関する説明会が開かれた。なぜ、今事業化するのか。

A3 八王子3・3・74号左入美山線につきましては、現在の全線約8.8キロメートルでの都市計画決定が平成10年10月になされています。車線数は4車線で、施行者は八王子市となっております。平成28年からの第四次事業化計画で、谷野街道から市道幹線2級26号までの約6.5キロメートル区間について、施行者が八王子市から東京都に変わり、令和4年1月に4車線から2車線に都市計画変更を行いました。その後、秋川街道から幹線2級26号までの区間について、令和7年2月に事業に着手いたしました。この度、この区間に続く高尾街道から秋川街道の区間について、事業化に向け準備を進めることといたしました。

Q4 今後のスケジュールと、道路の完成時期はいつか。測量実施後の説明会は予定しているのか

A4 今回の説明会を終えた後、事業化予定区間の測量範囲内に土地をお持ちの皆様にチラシを配布し、現況測量、用地測量を実施いたします。また、事業着手の手続きを令和9年度以降に予定しています。用地説明会は、事業着手後、半年から1年ぐらい後に実施することが通例です。一般的に、500メートルから1キロメートルの事業区間では、事業認可取得から完成まで概ね7年から10年として事業認可を取得しておりますが、本事業化予定区間は約2キロメートルと長いため、この期間より多くの時間を要すると考えています。

Q5 昨今物価が上がっているので、総事業費が予定より大幅に上がった場合でも事業は継続されるのか

A5 これから測量を実施していく段階であり、設計も未実施であるため、事業費を算出しておりません。しかし、事業を実施するにあたっては、予算の確保に努めるとともに、コスト削減、効率的な事業実施について検討し、事業完了まで進めていきます。

Q 6 北西部幹線道路と秋川街道との交差の形状はどうなるのか。秋川街道の拡幅はあるのか。

A 6 北西部幹線道路と秋川街道との交差部は、信号機が設置される交差点となる予定です。現況の交通状況から想定すると、秋川街道側には右折レーンがなくても交通処理できると考えており、現状、秋川街道側を拡幅する計画とはしていません。今後、どのような対応ができるかを検討していきます。

Q 7 北西部幹線道路が整備されると檜原町交差点の交通が転換されるとのことだが、どういうことか。

A 7 説明動画でお示したとおり、秋川街道の西側から檜原町交差点を経由し高尾街道を北上する交通と、高尾街道の北側から檜原交差点を経由し秋川街道の西側に向かう交通は、北西部幹線道路に転換されるという説明です。

Q 8 北西部幹線道路と交差する市道等は出入りできるのか。交差する道路は拡幅されるのか。また、横断歩道は多く設置するのか。

A 8 北西部幹線道路と交差する市道等については、測量作業を終えた後、できるだけ出入りが可能となるように道路の縦断計画を検討していきます。また、北西部幹線道路と交差する市道の拡幅については、管理者である八王子市と調整することになります。なお、横断歩道の設置個所については、通学路など現状の利用状況を調査し、交通管理者と設置位置について調整していきます。

Q 9 副道は一方通行になるのか、それとも交互通行になるのか。一方通行は住民にとって非常に不便である。また副道の車道幅員が5メートルだが、大型車が停車していると通行できなくなるので、もう少し幅を広げられないのか。

A 9 今回の説明会でご説明した副道区間の横断構成は、都市計画変更時に検討されたものになります。今後、測量を行い、その結果を基に設計をしていくこととなります。なお、副道は相互通行を考えておりますが、大型車の扱いなどの交通規制に関することや幅員構成を含め交通管理者と調整していきます。

Q10 秋川街道と川口川との間の盛土区間には、副道が計画されている区間もあるが、どのような横断構成なのか。また、本線は、副道より高くなるが、どれくらいの高さになるのか。

A10 盛土区間には、南側に計画道路への出入りの確保が必要な範囲があるため、この範囲には副道の設置を考えております。横断構成としては、「両側副道区間イメージ図」のうち、片側の副道がない形態を想定しております。また、本線の高さについては、川口川に新しく架ける橋と秋川街道を結んだ高さとなり、今後実施する橋の設計後に確定します。また、測量を実施しておりませんので副道の高さも決まっております。そのため、本線と副道との高低差は未定です。

Q11 計画線に面しておらず、裏の市道から出入りしているが、将来は、北西部幹線道路への出入りを補償してもらえるのか

A11 現状、出入りに裏側の市道を利用している場合は、将来も市道を利用した出入りとなります。

Q12 無電柱化することのだが、これまでの架空線による引き込みから、今後、道路に穴を掘って引き込みをすることになるが、費用負担はどうなるのか。

A12 無電柱化の費用負担については、電線共同溝本体の整備に伴い引き込み線も架空から地中に切り替えますので、費用負担はありません。整備後の道路で新たに電線類を引き込む場合は、歩道等の掘削を含め、引き込み工事の依頼者が費用を負担することになります。

Q13 新たに出来る北西部幹線道路の沿道の騒音が心配である。何デシベルくらいの予測となるのか

A13 現況道路における沿道の騒音については、環境局から自動車交通騒音・振動調査結果が公表されており、最新の令和4年度の結果によると、八王子市内では、国道16号の左入町170-1で環境基準を超えておりますが、それ以外の箇所につきましては、超過している箇所はありませんでした。事業化予定区間は、往復2車線の道路であり、幅員の広い歩道を整備するとともに、車道には低騒音舗装を採用することで、沿道の騒音を抑える対応をしていきます。

Q14 今回の事業化予定区間北側の休耕田を活用する、あるいは、新滝山街道に接続させるなど、ルートの変更は考えないのか。

A14 現在の都市計画道路については、都市計画法に基づく都市計画審議会で審議がなされ、令和4年1月に告示されております。

Q15 将来の整備形態等について、どのように住民等に知らせるのか。

A15 今後の事業進捗を踏まえ、皆様にお示しできる機会を捉えて、どのような方法が望ましいか検討してまいります。

【測量について】

Q16 用地測量時の境界立会いは、たとえば家の四隅を立会う場合、4回に分けて立会うのか、極力まとめて立会うのか。

A16 関係者の皆様で境界を確認していただくこととなりますので、可能であれば一同に集まって見ていただき、1回で境界の確認をしていただけるようにしたいと考えております。

Q17 事業に反対し、測量もさせない場合でも、強制的に事業を進めていくことはあるのか

A17 測量及び測量に伴う境界立会いは、隣接する土地の所有者の皆様も含めて非常に多くの方の協力のもとに実施されております。拒否されてしまいますと、隣接地の買収面積も確定しないため、周辺の方々への影響もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、事業に反対されていて、敷地への立ち入りを拒否される場合については、協力を頂けるまではその土地での測量は実施しません。

Q18 測量にかかる年数はどれくらいか。

A18 今後実施する現況測量は1年程度かかります。その後実施する用地測量にも1年程度かかります。しかし、事業に反対される方や境界立会いに反対される方もいらっしゃいます。また、それぞれの土地の所有者の皆様の協議が整わない場合もありますので、この期間以上の時間を要する場合があります。

Q19 計画線に自宅がどのくらいかかるのか教えてもらいたい。

A19 計画線と自宅の正確な位置関係については、今後実施する用地測量後に確定します。なお、大まかな位置については、都市計画図により確認することができます。都市計画図は、八王子市都市計画部交通企画課の窓口、あるいは、八王子市ホームページの「はちおうじマップ」でご覧になれます。

【用地取得について】

Q20 計画線外の残地は取得してくれるのか。

A20 都では計画線にかからない土地は、原則買い取りすることができません。計画線にかからない土地が、従前より形がいびつになることで、価値が減少すること等が見込まれる場合は、損失補償基準に従い、減少した価値分を金銭で補償します。お譲りいただく土地の面積や状況を把握できるよう、今後行われる測量などの調査にご協力をお願いします。具体的には、調査を基に、個別に協議させていただくことになります。

Q21 補償の金額はどう決めるのか。

A21 補償は、用地説明会の後をお願いする物件等の調査をもとに、決めていくことになります。この調査は、事業着手の手続き後に開催する用地説明会の後に行いますので、用地説明会で改めてご説明をしていきます。

Q22 事業化が見込まれるため、事業着手前に営業などに影響が出た場合、事業着手後に影響が出た場合は、補償されるのか。

A22 事業着手の時点より前に出た影響については補償の対象となることはありません。事業着手以降、どのような影響が出ているかにつきましては、個別にいろいろお話を聞かせていただいた上で、具体的なご説明をしていくことになります。

Q23 施設に金銭を払ってサービスを享受しているが、事業により範囲内にある施設がなくなりサービスを受けられなくなる場合、補償はあるのか

A23 補償につきましては、基準で決まっており、該当となるような補償項目はないと考えております。

Q24 盛土区間で家の出入り口が塞がれてしまう場合、用地の取得は、どういう考え方になるのか

A24 道路と民地との境に高低差が生じる場合は、高低差補償というものがあります。一般的には、道路の方が高い場合は、道路内に擁壁を設置し、民地の方が高い場合は、民地内に擁壁を設置する費用を補償させていただく、あるいは、道路工事と一緒に設置させていただいております。また、出入りを確保するため、階段やスロープを設置する、あるいは建物改造しなければならないなど、いろいろな状況が考えられると思いますが、今後の用地測量結果、物件調査、道路計画との関係が明確になってから打合せをさせていただくこととなります。

【その他】

Q25 川口、犬目地域には遺跡がたくさんある。全面的に丁寧に発掘調査をすべきだと思うが、東京都はどう考えているのか。

A25 包蔵地があることは認識しております。教育委員会と十分調整を行い、遺跡調査を実施し適切に対応させていただきます。

●意見・要望

【測量について】

1 測量作業で民地に入る時には、地先に声掛けを行い、同意を得てから敷地に入はいるようしっかり指導してもらいたい。